東京海上日動

2027年1月1日
以降始期用

賠償責任保険（専門職業用）の約款

賠償責任保険普通保険約款、特別約款、特約条項

B1-5

事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

（1）この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。
万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、弊社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくことになります。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われたりした場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

（2）保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。
① 保険金の請求書
② 保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類
（被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契約書、業務委託契約書等）
③ 事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類
（公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真・図面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等）
④ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
⑤ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
⑥ 争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
⑦ 弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類
（他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等）
⑧ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
⑨ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

（3）保険金請求権には、時効（3年）がありますので、ご注意ください。

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

○受付時間：24時間365日
○ご連絡先：フリーダイヤル 0120−720−110
（携帯電話・衛星電話からもご利用いただけます）
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談
事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

〈目　　次〉

1．ご契約後、次のことにご注意ください…… 2
2．約款の構成…… 3
3．賠償責任保険普通保険約款…… 5
4．保険料に関する規定の変更特約条項…… 12
5．各種特別約款および添付される特約条項…… 21
（1）保健師・助産師・看護師特別約款…… 21
●助産所開設者責任不担保特約条項…… 22
●財物損壊担保特約条項…… 22
（2）薬剤師特別約款…… 23
●勤務薬剤師・勤務登録販売者特約条項…… 24
（3）訪問看護事業者特別約款…… 24
●施設・生産物危険担保特約条項…… 25
（4）弁護士職業危険特別約款…… 26
●賠償請求期間延長担保特約条項（5年）…… 28
●賠償請求期間延長担保特約条項（10年）…… 28
（5）司法書士職業危険特別約款…… 28
●業務拡張担保特約条項…… 31
（6）旅行業者特別約款…… 31
（7）通関業者職業危険特別約款…… 32
●国外請求担保特約条項…… 35
（8）消防用設備等保守業者特別約款…… 35
●委託先事業者担保特約条項…… 36
（9）クリーニング業者特別約款…… 36
●クリーニング業者漏水危険担保特約条項…… 37
●洗たく物紛失・誤配危険担保特約条項…… 37
●火災・破裂・爆発のみ担保特約条項…… 37
●受託物担保特約条項…… 38
6．その他の特約条項（共通）…… 38
●保険料算出基礎に関する特約条項…… 38
●原子力危険不担保特約条項…… 38
●専門職業危険不担保特約条項…… 38
●サイバー攻撃危険不担保特約条項…… 39
●通知等変更特約条項…… 39
●保険料不精算特約条項…… 41
●人格権侵害担保特約条項…… 42
●廃業担保特約条項…… 44
●施設危険担保特約条項…… 44
●訴訟対応費用担保特約条項…… 45
●初期対応費用担保特約条項…… 45
●保険料支払手段に関する特約…… 46
●共同保険に関する特約条項…… 46

1．ご契約後、次のことにご注意ください

（1）保険証券は大切に保存してください。

保険証券は、お客様のご契約内容を記載したものです。保険金のご請求時の立証書類であり、保険証券を紛失等された場合は保険金をお支払いできないことがありますので、内容をご確認のうえ大切に保存してください。

（2）ご契約後に保険証券・明細書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

（3）責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第１項）。

「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第２項）。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

（4）賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害（支払う損害賠償金等）を補償する商品です。

したがって、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じない場合※1は、補償対象外となりますので、ご注意ください※2。

※１たとえば、台風等の自然災害による事故で他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。

※２法律上の損害賠償責任の発生を保険金をお支払いする条件としない補償についてはこの限りではありません。

（5）ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約の内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

なお、約款集が必要な場合は、ご遠慮なく代理店または弊社までお申し付けください。

2．約款の構成

ご契約いただいた保険契約には、それぞれ次の表に掲げる約款および特約条項（特約条項については、保険証券に記載されたもの※1）が適用されますので、該当する部分をご確認ください。

ご契約いただいた 賠償責任保険の名称	適用される約款 および特約条項	契約ごとに任意に適用される特約条項 （主な特約条項）
看護職賠償責任保険	普通保険約款 ＋　保険料に関する規定の変更特約条項 ＋　保健師・助産師・看護師特別約款 ＋　助産所開設者責任不担保特約条項 ＋　サイバー攻撃危険不担保特約条項 ＋　通知等変更特約条項	●人格権侵害担保特約条項 ●廃業担保特約条項 ●財物損壊担保特約条項 ●訴訟対応費用担保特約条項 ●初期対応費用担保特約条項 ●共同保険に関する特約条項　等
薬剤師賠償責任保険	普通保険約款 ＋　保険料に関する規定の変更特約条項 ＋　薬剤師特別約款 ＋　サイバー攻撃危険不担保特約条項 ＋　通知等変更特約条項	●保険料不精算特約条項 ●人格権侵害担保特約条項 ●勤務薬剤師・勤務登録販売者特約条項 ●廃業担保特約条項 ●施設危険担保特約条項 ●訴訟対応費用担保特約条項 ●初期対応費用担保特約条項 ●共同保険に関する特約条項　等
訪問看護事業者賠償責任保険	普通保険約款 ＋　保険料に関する規定の変更特約条項 ＋　訪問看護事業者特別約款 ＋　通知等変更特約条項 ＋　サイバーインシデント損害担保特約条項※2	●人格権侵害担保特約条項 ●施設・生産物危険担保特約条項 ●訴訟対応費用担保特約条項 ●初期対応費用担保特約条項 ●共同保険に関する特約条項　等
弁護士賠償責任保険	普通保険約款 ＋　保険料に関する規定の変更特約条項 ＋　弁護士職業危険特別約款 ＋　サイバー攻撃危険不担保特約条項 ＋　保険料算出基礎に関する特約条項 ＋　通知等変更特約条項	●人格権侵害担保特約条項 ●賠償請求期間延長担保特約条項（５年） ●賠償請求期間延長担保特約条項（10年） ●施設危険担保特約条項 ●訴訟対応費用担保特約条項 ●初期対応費用担保特約条項 ●共同保険に関する特約条項　等
司法書士賠償責任保険	普通保険約款 ＋　保険料に関する規定の変更特約条項 ＋　司法書士職業危険特別約款 ＋　サイバー攻撃危険不担保特約条項 ＋　保険料算出基礎に関する特約条項 ＋　通知等変更特約条項	●人格権侵害担保特約条項 ●業務拡張担保特約条項 ●廃業担保特約条項 ●施設危険担保特約条項 ●訴訟対応費用担保特約条項 ●初期対応費用担保特約条項 ●共同保険に関する特約条項　等

ご契約いただいた 賠償責任保険の名称	適用される約款 および特約条項	契約ごとに任意に適用される特約条項 （主な特約条項）
旅行業者賠償責任保険	普通保険約款 ＋　保険料に関する規定の変更特約条項 ＋　旅行業者特別約款 ＋　通知等変更特約条項 ＋　サイバー攻撃危険不担保特約条項	●保険料不精算特約条項 ●人格権侵害担保特約条項 ●施設危険担保特約条項 ●訴訟対応費用担保特約条項 ●初期対応費用担保特約条項 ●共同保険に関する特約条項　等
通関業者賠償責任保険	普通保険約款 ＋　保険料に関する規定の変更特約条項 ＋　通関業者職業危険特別約款 ＋　保険料算出基礎に関する特約条項 ＋　通知等変更特約条項 ＋　サイバー攻撃危険不担保特約条項	●人格権侵害担保特約条項 ●国外請求担保特約条項 ●施設危険担保特約条項 ●訴訟対応費用担保特約条項 ●初期対応費用担保特約条項 ●共同保険に関する特約条項　等
消防用設備等保守業者賠償責任保険	普通保険約款 ＋　保険料に関する規定の変更特約条項 ＋　消防用設備等保守業者特別約款 ＋　委託先事業者担保特約条項 ＋　通知等変更特約条項 ＋　サイバー攻撃危険不担保特約条項	●保険料不精算特約条項 ●訴訟対応費用担保特約条項 ●初期対応費用担保特約条項 ●共同保険に関する特約条項　等
クリーニング業者賠償責任保険	普通保険約款 ＋　保険料に関する規定の変更特約条項 ＋　クリーニング業者特別約款 ＋　原子力危険不担保特約条項 ＋　専門職業危険不担保特約条項 ＋　サイバー攻撃危険不担保特約条項 ＋　通知等変更特約条項	●人格権侵害担保特約条項 ●クリーニング業者漏水危険担保特約条項 ●洗たく物紛失･誤配危険担保特約条項 ●火災･破裂･爆発のみ担保特約条項 ●受託物担保特約条項 ●施設危険担保特約条項 ●訴訟対応費用担保特約条項 ●初期対応費用担保特約条項 ●共同保険に関する特約条項　等

※１「保険料支払手段に関する特約」は、保険証券には表示されません。
※２ 本約款集には掲載しておりません。保険証券に別途添付しております特約条項をご覧ください。

３．賠償責任保険普通保険約款

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担すること（以下「保険事故」といいます。）によって被る損害に対して、保険金を支払います。

第２条（損害の範囲）

当会社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

① 法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

③ 損害防止軽減費用

第12条（事故の発生）（１）③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（④に規定する場合を除きます。）において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

④ 緊急措置費用

第12条（１）③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

⑤ 協力費用

第13条（損害賠償請求解決のための協力）（１）の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第３条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウエアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
売上高	保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険期間中に被保険者が完成させる工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険期間中に被保険者が労働の対価として被用者に支払う税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
他の保険契約等	第１条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第４条（責任の限度）

（１）当会社は、法律上の損害賠償金については、１回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

（２）当会社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

（３）当会社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

第５条（保険責任の始期および終期）

（１）当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後４時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後４時に終わります。

（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（３）保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第６条（告知義務）

（１）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（２）保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （２）の事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が事故による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

（４）（２）の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、当会社は、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、（２）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

第７条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意

② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議

③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

第８条（保険金を支払わない場合）

当会社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任

④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

第９条（調査）

（１）被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。

（２）当会社は、保険期間中いつでも（１）の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第10条（通知義務）

（１）保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。

（２）（１）の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく（１）の規定による通知をしなかったときは、

当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、当会社が（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（2）の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

（6）（2）の規定にかかわらず、（1）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（7）（6）の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（事故の発生）

（1）保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。

① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。

② 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を遅滞なく当会社に書面により通知すること。

③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。

④ あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。

⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。

（2）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（1）に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① （1）①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額

② （1）③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額

③ （1）④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第13条（損害賠償請求解決のための協力）

（1）当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（2）被保険者が正当な理由なく（1）の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険料の精算）

（1）保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。

（2）当会社は、保険期間中および保険契約の終了後1年間に限り、保険契約者または被保険者の書類のうち保険料を算出するために必要と認めるものをいつでも閲覧することができるものとします。

（3）（1）および（2）の書類に基づいて算出された保険料（保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。）と当会社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求しまたは返還します。

第15条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条（重大事由による解除）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当会社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

（3）（1）または（2）の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合は、（3）の規定は、次の損害については適用しません。

① （1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② （1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（1）第6条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。

（2）第10条（通知義務）（2）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間（危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還しまたは請求します。

（3）保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生

した事故による損害には適用しません。
（6）（1）および（2）に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還しまたは請求します。
（7）（6）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還－無効または失効の場合）

（1）第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
（2）保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還－解除の場合）

（1）第６条（告知義務）（２）、第10条（通知義務）（２）もしくは（６）、第18条（重大事由による解除）（１）または第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（３）の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
（2）第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、第14条（保険料の精算）（３）の規定に基づいて保険料を精算します。

第24条（先取特権－法律上の損害賠償金）

（1）第１条（保険金を支払う場合）の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第２条（損害の範囲）①の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
（2）当会社が第２条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。
① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した金額を限度とします。）
② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
（3）保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または（２）③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第25条（保険金の請求）

（1）被保険者の保険金請求権は、第２条（損害の範囲）①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
（2）被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
① 第２条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第１条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時
② 第２条②から⑤までの損害に対するものは、第１条の損害の額が確定した時
（3）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
① 保険金の請求書
② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
④ 被保険者が保険金の請求をすることにつ

いて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類

⑤　第２条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書

⑥　その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（４）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、（３）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。

（５）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（４）に規定する義務に違反した場合または（３）もしくは（４）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、被保険者が前条（３）に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

②　保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（２）（１）の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①　（１）①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）　180日

②　（１）①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会　90日

③　災害救助法が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査　60日

④　（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日

（３）（１）および（２）に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

第27条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第28条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）（２）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（代位）

（１）　損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当会社に移転します。

①　当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社に移転する（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第30条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条（準拠法）

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表
（短期料率表）

既経過期間	7日まで	15日まで	1ヶ月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

４．保険料に関する規定の変更特約条項

第１節　用語の定義

第１条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間が１年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて１年間とし、保険期間が１年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ１年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが１年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第２節　保険料の払込み

第１条（保険料の払込方法等）

（１）保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。

（２）次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

①　保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。

②　次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

（３）次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

①　保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合

②　保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

（４）次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

①　事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合

②　保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合

③　当会社が②の確約を承認した場合

（５）（４）②の確約に反して、保険契約者が（２）②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）

（１）保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかなければなりません。

①　指定口座が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。

②　当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

（２）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。

（３）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第１条（保険料の払込方法等）（２）②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

（４）保険契約者が第１条（保険料の払込方法等）（２）②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

①　初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
②　初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。	第１条（２）②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。 この場合において、当会社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

（１）保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料（追加保険料を含みます。）をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

①　保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合

②　当会社が①の申出を承認する場合

（２）（１）の場合、次の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード（当会社の指定するクレジットカードに限ります。以下同様とします。）が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

①　第１条（保険料の払込方法等）（１）および同条（２）

②　第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）

（３）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（２）の規定は適用しません。

①　当会社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして（２）の規定を適用します。

②　会員規約等に規定する手続が行われない場合

（４）（３）①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

（５）当会社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料（追加保険料を含みます。）については、当会社が承認

しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

第４条（クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）（５）の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料（当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料および追加保険料を含みます。）を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）

（１）第２回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

（２）次のすべてに該当する場合は、当会社は、（１）の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が１年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合

② 保険契約者が（１）に規定する期日までの第２回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

第３節　保険契約の解除の特則

第１条（保険料不払による保険契約の解除）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

① 初回保険料について、第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。

② 保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料について、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合

③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。

④ 第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第１条（１）①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当会社が第４節第１条（１）②の通知を受けた場合または同節第１条（１）①もしくは同節第１条（２）の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。

⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第４節第１条（４）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。

⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第２節第１条（２）②に規定する期日または同節第５条（１）に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

（２）（１）⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対して、支払った保険金に限ります。）があるときは、当会社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第２条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

（１）賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 17 条（保険契約者による保険契約の解除）に定める解除の通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。

（２）普通保険約款第 17 条（保険契約者による保険契約の解除）による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）のいずれかに該当した場合には、当会社は、普通保険約款第 17 条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第３条（保険契約解除の効力）

普通保険約款第 19 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）または第２条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（２）の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

①　第１条（１）①の規定による解除の場合	保険期間の初日
②　第１条（１）②の規定による解除の場合	第１条（１）②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③　第１条（１）③の規定による解除の場合	第１条（１）③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④　第１条（１）④の規定による解除の場合	第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）の追加保険料の払込みを怠った日
⑤　第１条（１）⑤の規定による解除の場合	第４節第１条（４）に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥　第１条（１）⑥の規定による解除の場合	第１条（１）⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦　第２条（２）の規定による解除の場合	普通保険約款第 17 条（保険契約者による保険契約の解除）により解除した日

第４節　保険料の返還、追加または変更

第１条（保険料の返還、追加または変更）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（３）に規定する方法により取り扱います。

①　普通保険約款第６条（告知義務）（３）③に定める承認をする場合

②　普通保険約款第 10 条（通知義務）（１）に定める通知を受けた場合

（２）当会社は、（１）のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（３）に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

（３）（１）および（２）の場合においては、下表の規定により取り扱います。

①　保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料（（１）②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第 10 条（通知義務）（１）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）を返還し、または追加保険料を請求します。

<table>
<tr><td>② 保険料払込方法が一時払以外の場合（保険料払込方法が一時払以外であっても、第２節第１条（保険料の払込方法等）（１）に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。）</td><td>下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料（（１）②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第10条（１）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。
<table>
<tr><td>ア．保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合</td><td>当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料</td></tr>
<tr><td>イ．保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合</td><td>当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（４）保険契約者が（３）の追加保険料の払込みを怠った場合（（１）①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）は、追加保険料領収前に生じた事故（当会社が（１）②の通知を受けた場合、または（１）①もしくは（２）の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。）による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が（３）の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

① （１）および（３）の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません（（１）①または②の場合は、第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）④の規定により解除できるときに限ります。）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

② （２）および（３）の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

（５）保険契約の失効の場合は、当会社は、付表１に規定する保険料を返還します。

（６）次のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表１に規定する保険料を返還します。

① 普通保険約款第６条（告知義務）（２）
② 普通保険約款第10条（通知義務）（２）または（６）
③ 普通保険約款第18条（重大事由による解除）（１）または（２）
④ 第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）
⑤ 第３節第２条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（２）

（７）普通保険約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表２に規定する保険料を返還し、または請求できます。ただし、適用約款に保険料の精算に関する規定がある場合（保険料が、売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものである場合を含みます。）は、その規定に基づいて保険料を精算します。

第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）

（１）次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

① 第２節第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）
② 第１条（３）

（２）次のすべてに該当する場合は、当会社は、第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が１年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

（３）当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア．第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除） イ．普通保険約款第 19 条（保険契約解除の効力）および第３節第３条（保険契約解除の効力） ウ．第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）（１）および（２） エ．第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

（４）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座（この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。）に振り込むことによって行うことができるものとします。

（５）（４）の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第３条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）

（１）次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第２節第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

② 第１条（３）

（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合は（１）の規定を適用しません。

① 当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は､その追加保険料が払い込まれたものとみなして（１）の規定を適用します。

② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

（３）（２）①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

（４）保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

① 保険契約者の指定する口座への振込み

② クレジットカード会社経由の返還

（５）（４）の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

（１）当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当会社は、同条（４）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支払います。

① 事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。

② 事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

（２）（１）の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、（１）に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第２節第１条（保険料の払込方法等）（４）②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

（３）当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条（４）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対しては、次の規定に従います。

① 追加保険料が、第１条（１）および（３）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
② 追加保険料が、第１条（２）および（３）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

（４）第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、（１）から（３）までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

（５）第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。
① 普通保険約款第６条（告知義務）（３）③に規定する訂正の申出が行われた日時
② 普通保険約款第 10 条（通知義務）（１）または第１条（２）に規定する通知が行われた日時
③ 事故の発生の日時

第５条（精算保険料に関する特則）

普通保険約款第 14 条（保険料の精算）（３）、第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（７）ただし書およびその他の保険料の精算に関する適用約款の規定により当会社が請求または返還する保険料については、第２節および第１条（保険料の返還、追加または変更）（２）の規定を適用しません。

第５節　その他事項

第１条（適用約款との関係）

（１）この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。
① 第 20 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
② 第 21 条（保険料の返還－無効または失効の場合）（２）
③ 第 23 条（保険料の返還－解除の場合）

（２）この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表１　失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
１年	一時払、一時払以外	（１）保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） （２）未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、（１）の額からその未払込保険料を差し引いた額
１年未満	一時払、一時払以外	保険期間が１年の場合の算出方法に準じて算出した額
１年超	一時払	（１）保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表３の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） （２）未払込保険料がある場合は、（１）の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	保険期間が１年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表２　保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
１年	一時払	（１）保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） （２）（１）にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） （３）未払込保険料がある場合は、（１）または（２）の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	（１）保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） （２）（１）にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） （３）未払込保険料がある場合は、（１）または（２）の額からその未払込保険料を差し引いた額
１年未満	一時払	保険期間が１年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	（１）保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） （２）（１）にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） （３）未払込保険料がある場合は、（１）または（２）の額からその未払込保険料を差し引いた額
１年超	一時払	（１）保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表３の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額（*1） （２）未払込保険料がある場合は、（１）の額からその未払込保険料を差し引いた額
	年払	保険期間が１年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に準じて算出した額
	分割払	保険期間が１年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方法に準じて算出した額

（*1）保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

付表３　長期保険未経過料率

保険期間 経過年月	２年	３年	５年
１か月	７日まで95% 15日まで93% 16日以上88%	７日まで97% 15日まで95% 16日以上92%	７日まで98% 15日まで97% 16日以上95%
２か月	83%	88%	93%
３か月	78%	85%	91%
４か月	73%	82%	89%
５か月	68%	78%	87%
６か月	65%	77%	86%
７か月	63%	75%	85%
８か月	60%	73%	84%
９か月	58%	72%	83%
10か月	55%	70%	82%
11か月	53%	68%	81%
１年０か月	50%	67%	80%
２年０か月	0%	33%	60%
３年０か月		0%	40%
４年０か月			20%
５年０か月			0%

（注１）経過年月について、１か月未満の端日数は切り上げて１か月とします。
（注２）上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

5．各種特別約款および添付される特約条項

（1）保健師・助産師・看護師特別約款

第１条（保険金を支払う場合）

（1）当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者または業務の補助者による看護業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

（2）当会社は、（1）の事故が保険証券記載の保険期間中に発見された場合に限り、保険金を支払います。

（3）（2）に規定する「発見」は、被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求がなされた時（なされるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

第２条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
業務の補助者	被保険者の使用人その他被保険者の業務を補助する者をいいます。
看護業務	保健師助産師看護師法に規定される次の業務であって、日本国内において遂行されるものをいいます。 ア．看護師の資格を有する者が行う看護師としての業務 イ．准看護師の資格を有する者が行う准看護師としての業務 ウ．保健師の資格を有する者が行う保健師または看護師としての業務 エ．助産師の資格を有する者が行う助産師または看護師としての業務 オ．アからエまでに付随する業務

第３条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 法令で定める所定の資格を有しない者が遂行した看護業務
② 自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の所有、使用または管理
③ 被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産（看護業務に使用する機械および器具を除きます。）
④ 名誉き損または秘密の漏えい
⑤ 美容を唯一の目的とする業務

（2）当会社は、被保険者が看護業務の結果を保証することにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、事故を発見した場合は、普通保険約款第12条（事故の発生）（1）①に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。

第５条（１事故の定義）

同一の原因または事由に起因する一連の事故は、発見の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「１事故」とみなし、最初の事故が発見された時にすべての事故が発見されたものとみなします。

第６条（求償権の不行使）

当会社は、普通保険約款第29条（代位）の規定に基づき当会社に移転する権利のうち、業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、損害がこれらの者の故意によって生じたものである場合を除きます。

第７条（読替規定）

（１）この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第５条（保険責任の始期および終期）（３）、第10条（通知義務）（４）および（７）ならびに第18条（重大事由による解除）（３）	発生した事故	発見された事故
第６条（告知義務）（３）③	事故による損害の発生前	事故が発見される前
第６条（４）、第10条（４）および（７）ならびに第18条（３）	事故による損害の発生後	事故が発見された後

（２）この特別約款においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）および第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）	生じた事故	発見された事故
第２節第１条（３）②および（４）①ならびに第４節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（１）①、②および（２）	事故の発生の日	事故が発見された日
第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（２）および第４節第４条（３）	発生した事故	発見された事故
第４節第４条（５）	事故が発生した	事故が発見された
第４節第４条（５）③	事故の発生の日時	事故が発見された日時

第８条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

●助産所開設者責任不担保特約条項

（保健師・助産師・看護師特別約款用）

当会社は、被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

●財物損壊担保特約条項

（保健師・助産師・看護師特別約款用）

第１条（読替規定）

保健師・助産師・看護師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）（１）の規定中「他人の身体の障害（以下「事故」といいます。）」とあるのは、「他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）」と読み替えます。

第２条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）ならびに特別約款第３条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者の占有を離れた財物の損壊自体

②　被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した財物であって被保険者の占有を離れたものまたは被保険者の行った業務の結果

（２）普通保険約款第８条②の規定は、被保険者または業務の補助者が看護業務の遂行にあたって使用または管理する財物の損壊には適用しません。

第３条（責任の限度）

他人の財物の損壊に起因する損害については、普通保険約款第４条（責任の限度）の「支払限度額」および「免責金額」は、それぞれ保険証券の「財物損壊担保特約条項」欄記載の支払限度額および免責金額とします。

第４条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

（２）薬剤師特別約款

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者または業務の補助者による薬剤師業務の遂行に起因するものに限ります。

（２）この特別約款における被保険者には、保険証券に被保険者として記載された者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、業務の補助者であって次のいずれかの資格を有するものを含みます。ただし、これにより、この保険契約における当会社の支払限度額が増額されるものではありません。

① 薬剤師

② 登録販売者

（３）当会社は、薬剤師業務の遂行に起因する他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）が保険証券記載の保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第２条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
業務の補助者	記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務を補助する者をいいます。
薬剤師業務	日本国内において行われる次の業務をいいます。 ア．薬剤師法に規定される調剤 イ．医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、乳製品、健康食品その他健康または衛生に関する日用品（以下「医薬品等」といいます。）の販売または供給 ウ．介護を要する者、介護予防の支援を要する者等に対して行う居宅療養上の管理および指導ならびにこれらに付随する業務

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った行為

② 転売目的で販売または供給された医薬品等。ただし、医師または病院、診療所もしくは介護老人保健施設その他これらに準じる施設に販売または供給されたものを除きます。

③ 自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の所有、使用または管理

④ 被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産

（２）当会社は、被保険者が医薬品等自体の損壊についての賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（１事故の定義）

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「１事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第５条（求償権の不行使）

当会社は、普通保険約款第29条（代位）の規定に基づき当会社に移転する権利のうち、業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、損害がこれらの者の故意によって生じたものである場合を除きます。

第６条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

【2018年１月１日商品改定に伴う経過措置】
１事故の定義の適用にあたっては、改定前商品で更新されたならば保険金支払の対象となったであろうと認められる事故について、更新後に発生した一連の事故のうち最初の事故を、１事故の定義における最初の事故とみなします。

● 勤務薬剤師・勤務登録販売者特約条項

（薬剤師特別約款用）

第１条（適用対象）

（１）この特約条項は、保険証券に記載された被保険者が使用人として店舗その他の施設に勤務する薬剤師または登録販売者である契約に適用されます。

（２）この保険契約において、薬剤師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）（２）の規定は、適用しません。

第２条（読替規定）

この保険契約において、特別約款第１条（保険金を支払う場合）（１）および（３）の規定中「薬剤師業務」とあるのは、「薬剤師業務または被保険者が薬剤師業務に従事する店舗その他の施設において行う薬剤師業務以外の仕事（以下「付随業務」といいます。）」と読み替えます。

第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、前条に規定する付随業務について、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）ならびに特別約款第３条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の占有を離れた次に掲げるもの

ア．商品または飲食物

イ．施設外にあるアに規定するもの以外の財物

② 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事を行った場所に被保険者が放置しまたは遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。

第４条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

（３）訪問看護事業者特別約款

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者による訪問看護業務の遂行に起因するものに限ります。

（２）この特別約款において、被保険者とは、保険証券に被保険者として記載された者およびその使用人をいいます。ただし、医師を除きます。

（３）当会社は、（１）の事故が保険証券記載の保険期間中に発見された場合に限り、保険金を支払います。

（４）（３）に規定する「発見」は、被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求がなされた時（なされるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

第２条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
訪問看護業務	介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律または労働者災害補償保険法のほか、健康保険法等の医療保険各法に規定される各種訪問看護業務をいい、日本国内において遂行されるものをいいます。

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 法令で定める所定の免許を有しない者が行った訪問看護業務

② 自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の所有、使用または管理

③ 被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産（訪問看護業務に使用する機械および器具を除きます。）

④ 名誉き損または秘密の漏えい

（２）当会社は、被保険者が訪問看護業務の結果を保証することにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、事故を発見した場合は、普通保険約款第12条（事故の発生）（１）

①に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。

第５条（１事故の定義）

同一の原因または事由に起因する一連の事故は、発見の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「１事故」とみなし、最初の事故が発見された時にすべての事故が発見されたものとみなします。

第６条（読替規定）

（１）この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第５条（保険責任の始期および終期）（３）、第 10 条（通知義務）（４）および（７）ならびに第 18 条（重大事由による解除）（３）	発生した事故	発見された事故
第６条（告知義務）（３）③	事故による損害の発生前	事故が発見される前
第６条（４）、第 10 条（４）および（７）ならびに第 18 条（３）	事故による損害の発生後	事故が発見された後

（２）この特別約款においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）および第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）	生じた事故	発見された事故
第２節第１条（３）②および（４）①ならびに第４節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（１）①、②および（２）	事故の発生の日	事故が発見された日
第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（２）および第４節第４条（３）	発生した事故	発見された事故
第４節第４条（５）	事故が発生した	事故が発見された
第４節第４条（５）③	事故の発生の日時	事故が発見された日時

第７条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

●施設・生産物危険担保特約条項

（訪問看護事業者特別約款用）

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、次のいずれかの事由に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

① 被保険者が訪問看護業務の遂行のために所有、使用または管理する保険証券記載の不動産または動産（以下「施設」といいます。）またはその用法に伴う仕事（被保険者が行う訪問看護業務に付随して行われるものに限ります。以下「仕事」といいます。）の遂行

② 被保険者の占有を離れた飲食物その他の財物（被保険者が行う訪問看護業務に付随して提供されるものに限ります。以下「生産物」といいます。）

（２）当会社は、（１）の事故が保険証券記載の保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第２条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み

② 施設の修理、改造または取壊し等の工事

③ 次に掲げるものの所有、使用または管理

ア．自動車、原動機付自転車または航空機

イ．施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物

④　仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事を行った場所に被保険者が放置しまたは遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。

⑤　保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売または引き渡した生産物

⑥　生産物の損壊またはその使用不能（生産物の一部のかしによるその生産物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。）

第３条（責任の限度）

当会社は、第１条（保険金を支払う場合）（１）に規定する事故について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害の額が、１回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

第４条（１事故の定義）

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「１事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第５条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

【2018年１月１日商品改定に伴う経過措置】
１事故の定義の適用にあたっては、改定前商品で更新されたならば保険金支払の対象となったであろうと認められる事故について、更新後に発生した一連の事故のうち最初の事故を、１事故の定義における最初の事故とみなします。

（４）弁護士職業危険特別約款

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者または業務の補助者による弁護士業務の遂行に起因して発生した不測の事故（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）当会社は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に遂行した弁護士業務に起因する損害賠償請求（以下「請求」といいます。）が保険期間中または保険期間終了後３年以内に日本国内においてなされた場合に限り、保険金を支払います。

第２条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
業務の補助者	被保険者の社員、使用人その他被保険者の業務を補助する者をいいます。
弁護士業務	弁護士法が規定する弁護士の資格に基づいて遂行する業務およびこれに付随する業務をいい、後見人、保佐人、相続財産管理人、清算人、管財人、破産管財人、整理委員等の資格において行う法律事務を含みます。

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者（被保険者が弁護士法人である場合は、その社員および過去に社員であった者を含みます。）による犯罪行為（過失犯を除きます。）または被保険者が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為（不作為を含みます。）

②　被保険者が公務員としての職務上遂行した業務

③　自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の所有、使用または管理

④　被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産

（２）普通保険約款第８条②の規定中「財物の損壊」とあるのは、「財物の損壊、紛失、盗取または詐取」と読み替えます。

（３）（１）の規定にかかわらず、普通保険約款第８条②の規定は、次の財物の損壊、紛失、盗取また

は詐取（以下「損壊等」といいます。）には適用しません。
① 証拠書類または証拠物
② その他の財物。ただし、損壊等が執行行為に付随して生じたものである場合に限ります。
（4）日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、当会社は、一切の損害（ただし、その訴訟を提起した者に係る部分に限ります。）に対して、保険金を支払いません。

第4条（損害の範囲）

この特別約款において、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害（他人の身体の障害または財物の損壊等について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。）について、当会社が保険金を支払うのは、普通保険約款第2条（損害の範囲）の損害のうち、①、②および⑤に該当するものに限ります。

第5条（記録の完備）

（1）被保険者は、弁護士業務の遂行に関する記録を備えておかなければなりません。
（2）被保険者が正当な理由なく（1）に規定する義務を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（賠償の解決における被保険者の同意）

（1）当会社が損害賠償責任の有無またはその額について被害者と協定しようとする場合は、当会社は、普通保険約款第13条（損害賠償請求解決のための協力）（1）の規定にかかわらず、あらかじめ請求をなされた被保険者の同意を得るものとします。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
（2）請求をなされた被保険者が正当な理由なく（1）の同意を行わない場合は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額は、次の金額とします。
① 普通保険約款第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金については、被保険者が（1）の同意を行ったならば賠償債務の額として確定したであろうと認められる額
② 普通保険約款第2条②から⑤までの費用については、当会社が被保険者に対して（1）の同意を求めた時までに発生した額

第7条（弁護士の選任）

（1）被保険者は、被保険者に対する請求に関して訴訟、仲裁、和解または調停の手続を行う場合は、その代理人としての弁護士を自ら選任することができます。
（2）当会社は、普通保険約款第2条（損害の範囲）②に規定する同意を行う場合は、被保険者の代理人としての弁護士の選任については、被保険者の決定に従います。

第8条（1請求の定義）

同一の原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時もしくは場所または請求者の数にかかわらず、「1請求」とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

第9条（求償権の不行使）

当会社は、普通保険約款第29条（代位）の規定に基づき当会社に移転する権利のうち、業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、損害がその者の故意によって生じたものである場合を除きます。

第10条（読替規定）

（1）この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第4条（責任の限度）（1）	1回の事故について	1請求について
第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）	発生した事故	遂行した弁護士業務
第6条（告知義務）（3）③	事故による損害の発生前	請求がなされる前
第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	請求がなされた後

（２）この特別約款においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）	初回保険料払込前の事故	初回保険料払込前に遂行した弁護士業務
第２節第１条（２）、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）および第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）	生じた事故	遂行した弁護士業務
第２節第１条（３）②および（４）①ならびに第４節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（１）①、②および（２）	事故の発生の日	事故の原因となった弁護士業務を遂行した日
第２節第１条（４）ならびに第４節第４条（１）および（２）	事故による損害	弁護士業務による損害
第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（２）および第４節第４条（３）	発生した事故	遂行した弁護士業務
第４節第４条(5)	事故が発生した	請求がなされた
第４節第４条(5)	事故の発生の日時	事故の原因となった弁護士業務を遂行した日時および請求がなされた日時

第11条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

●賠償請求期間延長担保特約条項（５年）（弁護士職業危険特別約款用）

この保険契約において、弁護士職業危険特別約款第１条（保険金を支払う場合）（２）の規定中「３年以内」とあるのは、「５年以内」と読み替えます。

●賠償請求期間延長担保特約条項（10年）（弁護士職業危険特別約款用）

この保険契約において、弁護士職業危険特別約款第１条（保険金を支払う場合）（２）の規定中「３年以内」とあるのは、「10年以内」と読み替えます。

（５）司法書士職業危険特別約款

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者または業務の補助者による司法書士業務の遂行に起因して発生した不測の事故（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）当会社は、（１）の事故に起因する損害賠償請求（以下「請求」といいます。）が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内においてなされた場合に限り、保険金を支払います。

第２条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
業務の補助者	被保険者の社員、使用人その他被保険者の業務を補助する者をいいます。

用語	定義
司法書士業務	日本国内において行われる次の業務をいいます。 ア．司法書士法第３条第１項各号の業務 イ．司法書士法施行規則において、法令等に基づきすべての司法書士が行うことができるものとして定められた業務 ウ．アまたはイに付随する業務

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者に対する請求が保険期間の開始前に発生した事由によりなされるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に知っていた場合（知っていたと推定される合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由

② 保険契約者、被保険者または業務の補助者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと推定される合理的な理由がある場合を含みます。）

③ 被保険者もしくは業務の補助者による犯罪行為（過失犯を除きます。）または被保険者もしくは業務の補助者が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為（不作為を含みます。）

④ 自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の所有、使用または管理

⑤ 被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産

⑥ 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

⑦ 特許権または商標権等の知的財産権の侵害

（２）普通保険約款第８条②の規定中「財物の損壊」とあるのは、「財物の損壊、紛失、盗取または詐取」と読み替えます。

（３）（１）の規定にかかわらず、普通保険約款第８条②の規定は、被保険者が司法書士業務に付随して管理する他人の登記識別情報通知書、実印または印鑑証明書の損壊、紛失、盗取または詐取には適用しません。

（４）当会社は、被保険者が司法書士業務の結果を保証することにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（損害の範囲）

この特別約款において、第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害（他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。）について、当会社が保険金を支払うのは、普通保険約款第２条（損害の範囲）の損害のうち、①、②および⑤に該当するものに限ります。

第５条（記録の完備）

（１）被保険者は、司法書士業務の執行に関する記録を備えておかなければなりません。

（２）被保険者が正当な理由なく（１）に規定する義務を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第６条（請求原因の通知）

（１）保険契約者または被保険者は、請求をなされるおそれのある原因または事由（ただし、請求がなされるおそれのあることが合理的に予想される原因または事由に限ります。）が発生したことを保険期間中に知った場合は、その具体的な状況を遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。

（２）保険契約者または被保険者が（１）の通知を行った場合において、その原因または事由に起因して保険期間終了後に被保険者に対する請求がなされたときは、その請求は、第８条（１請求の定義）の規定が適用される場合を除き、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。ただし、この規定は、この保険契約が保険期間の末日までに失効しまたは解除された場合には適用しません。

（３）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（１）の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第７条（賠償の解決における被保険者の同意）

（１）当会社が損害賠償責任の有無またはその額について被害者と協定しようとする場合は、当会社は、普通保険約款第13条（損害賠償請求解決のための協力）（１）の規定にかかわらず、あらかじ

め請求をなされた被保険者の同意を得るものとします。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（２）請求をなされた被保険者が正当な理由なく（１）の同意を行わない場合は、第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害の額は、次の金額とします。

① 普通保険約款第２条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金については、被保険者が（１）の同意を行ったならば賠償債務の額として確定したであろうと認められる額

② 普通保険約款第２条②から⑤までの費用については、当会社が被保険者に対して（１）の同意を求めた時までに発生した額

第８条（１請求の定義）

同一の原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時もしくは場所または請求者の数にかかわらず、「１請求」とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

第９条（求償権の不行使）

当会社は、普通保険約款第29条（代位）の規定に基づき当会社に移転する権利のうち、業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、損害がこれらの者の故意によって生じたものである場合を除きます。

第10条（読替規定）

（１）この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第４条（責任の限度）（１）	１回の事故について	１請求について
第５条（保険責任の始期および終期）（３）、第10条（通知義務）（４）および（７）ならびに第18条（重大事由による解除）（３）	発生した事故	なされた請求
第６条（告知義務）（３）③	事故による損害の発生前	請求がなされる前
第６条（４）、第10条（４）および（７）ならびに第18条（３）	事故による損害の発生後	請求がなされた後

（２）この特別約款においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）	初回保険料払込前の事故	初回保険料払込前になされた請求
第２節第１条（２）、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）および第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）	生じた事故	なされた請求
第２節第１条（３）②および（４）①ならびに第４節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（１）①、②および（２）	事故の発生の日	請求がなされた日
第２節第１条（４）ならびに第４節第４条（１）および（２）	事故による損害	請求による損害
第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（２）および第４節第４条（３）	発生した事故	なされた請求
第４節第４条（５）	事故が発生した	請求がなされた
第４節第４条（５）③	事故の発生の日時	請求がなされた日時

第11条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

● 業務拡張担保特約条項

（司法書士職業危険特別約款用）

第１条（業務の範囲の拡張）

（１）この保険契約において、司法書士職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第２条（用語の定義）の「司法書士業務」の規定の末尾に次の規定を追加します。

「エ．旧不動産登記法第 44 条に基づく保証書作成について被保険者が保証人を引き受けた業務」

（２）（１）の旧不動産登記法とは、不動産登記法（平成 16 年６月 18 日法律第 123 号）による全部改正が施行される前の不動産登記法（明治 32 年２月 24 日法律第 24 号）をいいます。

第２条（保険金を支払わない場合）

当会社は、前条の規定により拡張された業務について、業務の補助者のうち司法書士でない者が保証人を引き受けることにより発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

第３条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

（６）旅行業者特別約款

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者による旅行業務の遂行に起因して発生した不測の事故（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）当会社は、（１）の事故が保険証券記載の保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。事故は、次の時に発生したものとみなします。

① 他人の身体の障害については、その身体の障害が発生した時

② 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取（以下「損壊等」といいます。）については、その損壊等が発生した時

③ その他の事故については、次の時

ア．手配代行業務（他の旅行業者の委託を受けて、被保険者が標準旅行業約款に規定する手配代行者として手配の全部または一部を代行する業務をいいます。以下同様とします。）に関する損害については、個々の手配代行業務委託契約を締結した時

イ．その他の損害については、旅行契約（旅行業務の取扱いに関して被保険者が旅行者と締結する契約をいいます。以下同様とします。）を締結した時

第２条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
旅行業務	被保険者が行う次の業務をいいます。 ア．旅行契約の履行 イ．手配代行業務 ウ．アまたはイに付随する業務
特別補償金	旅行者の身体の障害または身の回り品の損壊等について、標準旅行業約款における特別補償の規定に基づき旅行者に支払われる補償金またはこれに準じるものをいいます。

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者またはその使用人による犯罪行為（過失犯を除きます。）または不誠実行為

② 被保険者に対する損害賠償請求が事故の発生日から３年が経過した後に初めてなされた場合は、その請求の原因となった事由

③ 被保険者またはその使用人による自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の所有、使用または管理

④ 金銭の私用または支払もしくは回収の不能

⑤ 被保険者が、旅行業法に基づく旅行業または旅行業者代理業の登録を受けずに行った行為

⑥　被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産

（２）普通保険約款第８条②の規定は、次のとおり読み替えます。

「②被保険者が所有、使用または管理する他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任。ただし、この規定は、被保険者が通常の旅行業務の一部として管理する旅行者の手荷物等の受託物の損壊、紛失、盗取または詐取には適用しません。」

第４条（損害の範囲）

この特別約款において、第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害（他人の身体の障害または財物の損壊等について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。）について、当会社が保険金を支払うのは、普通保険約款第２条（損害の範囲）の損害のうち、①、②および⑤に該当するものに限ります。

第５条（１事故の定義）

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「１事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第６条（特別補償金の取扱い）

被保険者が被害者に特別補償金を支払う場合において、特別補償金の額が保険証券に記載された免責金額を超過するときは、普通保険約款の規定を、次のとおり読み替えます。旅行業約款の規定に基づき、特別補償金の一部または全部が損害賠償金とみなされる場合も、同様とします。

①　特別補償金の支払後も、その支払の原因となった事由についての被保険者の損害賠償債務（以下「賠償債務」といいます。）が残る場合

普通保険約款の規定	読替前	読替後
普通保険約款第２条（損害の範囲）①	賠償債務の弁済としての支出	賠償債務の弁済としての支出（旅行業約款の規定に基づき損害賠償金とみなされる特別補償金の額を控除したもの）

②　特別補償金の支払によって、賠償債務がすべて履行される場合

普通保険約款の規定	読替前	読替後
普通保険約款第２条	次のいずれかに該当するものに限ります。	②から⑤までに規定する費用に限ります。

第７条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

【2018年１月１日商品改定に伴う経過措置】
１事故の定義の適用にあたっては、改定前商品で更新されたならば保険金支払の対象となったであろうと認められる事故について、更新後に発生した一連の事故のうち最初の事故を、１事故の定義における最初の事故とみなします。

（7）通関業者職業危険特別約款

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者または業務の補助者による通関業務の遂行に起因して発生した不測の事故（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）当会社は、（１）の事故に起因する損害賠償請求（以下「請求」といいます。）が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内においてなされた場合に限り、保険金を支払います。

第２条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
業務の補助者	被保険者の使用人その他被保険者の業務を補助する者をいいます。
通関業務	日本国内において行われる次の業務をいいます。 ア．通関業法第２条第１号に規定する通関業務 イ．通関業法第７条が定める関連業務のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第２条第２号に規定する国際貨物業務 ウ．アまたはイに付随する業務

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者に対する請求が保険期間の開始前に発生した事由によりなされるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に知っていた場合（知っていたと推定される合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由

② 被保険者または業務の補助者による犯罪行為（過失犯を除きます。）

③ 被保険者または業務の補助者により、法令に違反しまたは他人に損害を与えるべきことを認識しながら行われた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）

④ 通関士が遂行すべきであるにもかかわらず、被保険者が通関士の資格を有さない者に遂行させた通関業務

⑤ 被保険者が真正の事実に反することを認識しながら作成した通関手続書類（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）

⑥ 関税もしくは内国消費税の賦課・徴収を不正に免れ、または不正に還付を受けることに関して被保険者により行われた指示、相談その他これらに類する行為

⑦ 自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の所有、使用または管理

⑧ 被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産

⑨ 通関業務の料金等の通関業務の対価の返還

（２）当会社は、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が通関業務の結果を保証することにより加重された賠償責任による損害

② 過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、延滞税、利子税、過少申告加算金、不申告加算金または延滞金に相当する損害

③ 日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟に関する損害。ただし、その訴訟を提起した者に係る部分に限ります。

（３）普通保険約款第８条②の規定中「財物の損壊」とあるのは、「財物の損壊、紛失、盗取または詐取」と読み替えます。

（４）（１）の規定にかかわらず、普通保険約款第８条②の規定は、被保険者が通関業務のために管理する仕入書、輸入価格証明書、原産地証明書その他通関手続に必要な書類の損壊、紛失、盗取または詐取には適用しません。

第４条（損害の範囲）

この特別約款において、第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害（他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。）について、当会社が保険金を支払うのは、普通保険約款第２条（損害の範囲）の損害のうち、①、②および⑤に該当するものに限ります。

第５条（記録の完備）

（１）被保険者は、通関業務の遂行に関する記録を備えておかなければなりません。

（２）被保険者が正当な理由なく（１）に規定する義務を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第６条（請求原因の通知）

（１）保険契約者または被保険者は、請求をなされるおそれのある原因または事由（ただし、請求がなされるおそれのあることが合理的に予想される原因または事由に限ります。）が発生したことを保険期間中に知った場合は、その具体的な状況を遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。

（２）保険契約者または被保険者が（１）の通知を行った場合において、その原因または事由に起因

して保険期間終了後に被保険者に対する請求がなされたときは、その請求は、第８条（１請求の定義）の規定が適用される場合を除き、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。ただし、この規定は、この保険契約が保険期間の末日までに失効しまたは解除された場合には適用しません。

（３）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（１）の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第７条（賠償の解決における被保険者の同意）

（１）当会社が損害賠償責任の有無またはその額について被害者と協定しようとする場合は、当会社は、普通保険約款第 13 条（損害賠償請求解決のための協力）（１）の規定にかかわらず、あらかじめ請求をなされた被保険者の同意を得るものとします。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（２）請求をなされた被保険者が正当な理由なく（１）の同意を行わない場合は、第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害の額は、次の金額とします。

① 普通保険約款第２条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金については、被保険者が（１）の同意を行ったならば賠償債務の額として確定したであろうと認められる額

② 普通保険約款第２条②から⑤までの費用については、当会社が被保険者に対して（１）の同意を求めた時までに発生した額

第８条（１請求の定義）

同一の原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時もしくは場所または請求者の数にかかわらず、「１請求」とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

第９条（求償権の不行使）

当会社は、普通保険約款第 29 条（代位）の規定に基づき当会社に移転する権利のうち、業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、損害がこれらの者の故意によって生じたものである場合を除きます。

第10条（読替規定）

（１）この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第４条（責任の限度）（１）	１回の事故について	１請求について
第５条（保険責任の始期および終期）（３）、第 10 条（通知義務）（４）および（７）ならびに第 18 条（重大事由による解除）（３）	発生した事故	なされた請求
第６条（告知義務）（３）③	事故による損害の発生前	請求がなされる前
第６条（４）、第 10 条（４）および（７）ならびに第 18 条（３）	事故による損害の発生後	請求がなされた後

（２）この特別約款においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）	初回保険料払込前の事故	初回保険料払込前になされた請求
第２節第１条（２）、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）および第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）	生じた事故	なされた請求
第２節第１条（３）②および（４）①ならびに第４節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（１）①、②および（２）	事故の発生の日	請求がなされた日
第２節第１条（４）ならびに第４節第４条（１）および（２）	事故による損害	請求による損害
第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（２）および第４節第４条（３）	発生した事故	なされた請求

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第４節第４条（５）	事故が発生した	請求がなされた
第４節第４条（５）③	事故の発生の日時	請求がなされた日時

第11条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

●国外請求担保特約条項

（通関業者職業危険特別約款用）

第１条（読替規定）

（１）この保険契約において、通関業者職業危険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）（２）の規定中「日本国内において」とあるのは、「日本国内または国外において」と読み替えます。

（２）この保険契約において、特別約款第３条（保険金を支払わない場合）（２）③の規定は、適用しません。

第２条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

（8）消防用設備等保守業者特別約款

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者が遂行する消防用設備等の保守業務に起因するものに限ります。

（２）当会社は、（１）の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

第２条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
消防用設備等	消防法に基づき定められた防火対象物に設置された消防の用に供する設備、消防用水および消火活動のために必要な施設をいいます。
保守業務	消防用設備等の保守契約により、資格を有する消防設備士または消防設備点検資格者が消防法に基づき定められた内容および方法に従って行う消防用設備等点検またはこれに伴う整備の業務であって、点検結果について法定またはこれに準じる様式の点検票を作成するものをいいます。
委託先事業者	記名被保険者の業務の全部または一部の委託先である事業者をいい、その業務の全部または一部の再委託先である事業者（再々委託先以降の事業者を含みます。）を含みます。
回収等の措置	消防用設備等の回収、検査、修理、交換その他の適切な措置をいいます。

第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）（保守業務の遂行中に生じた消防用設備等の損壊について、②を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保守業務の結果に起因する事故であって、被保険者、その使用人または委託先事業者の故意による法令違反によるもの

② 自動車、原動機付自転車、船舶または航空機の所有、使用または管理

③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用またはこれらの特性

④ 消防用設備等の新設、増設、移設または改修等の工事（新たな設計を要するものに限ります。）

⑤ 保守業務を行った消防用設備等自体の損壊であって、保守業務の結果のかしに起因するものま

たはこれによって生じた防火対象物その他消防用設備等が設置されている財物の使用不能

第４条（回収等の措置の実施義務）

（１）保険契約者または被保険者は、事故の発生またはそのおそれを知った場合は、事故の拡大または発生（同種の事故の発生を含みます。）を防止するため、遅滞なく回収等の措置を講じなければなりません。

（２）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（１）に規定する義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（３）当会社は、回収等の措置を講じるために要した費用に対しては、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

第５条（１事故の定義）

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「１事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第６条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

【2018年１月１日商品改定に伴う経過措置】
１事故の定義の適用にあたっては、改定前商品で更新されたならば保険金支払の対象となったであろうと認められる事故について、更新後に発生した一連の事故のうち最初の事故を、１事故の定義における最初の事故とみなします。

●委託先事業者担保特約条項（消防用設備等保守業者特別約款用）

第１条（被保険者の範囲）

この保険契約において、被保険者には、保険証券に記載された被保険者のほか、その消防用設備等の保守業務の遂行に関する限り、すべての委託先事業者を含みます。

第２条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および消防用設備等保守業者特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

（9）クリーニング業者特別約款

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）および第８条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、被保険者が受託する洗たく物に生じた事故により、洗たく物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）当会社は、（１）の事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

第２条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
洗たく物	クリーニング業務のために受託する衣類その他の繊維製品、皮革製品または毛皮製品であって、保険証券記載の保管施設内または業務の通常の過程として一時的に保管施設外において保管されているものをいいます。
クリーニング業務	洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品、皮革製品または毛皮製品を原型のまま、洗たくすることをいいます。
事故	損壊、盗取または詐取をいいます。
業務の補助者	被保険者の使用人その他被保険者の業務を補助する者をいいます。

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）（洗たく物について、②を除きます。）の損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわ

らず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者、被保険者の法定代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取

② 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水その他の内容物の漏出もしくはいっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出による事故

③ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み

④ 保険契約者、被保険者、被保険者の法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が、所有または私的な目的で使用する洗たく物の事故

⑤ 洗たく物のかしもしくは自然の変化（自然の状態における消耗、変色、のび、ちぢみ、風合の変化または形崩れ等をいいます。）、かびその他これらに類するものまたはねずみ食いもしくは虫食いによる事故

⑥ 洗たく物の修理または加工（染色および色ぬきを含みます。）による事故

⑦ クリーニング業務の技術上の重大な過失による事故。ただし、損害がこれによって発生した火災、破裂または爆発によるものである場合を除きます。

⑧ 洗たく物が寄託者に引き渡された日から30日を経過した後に被保険者に通知された事故

⑨ 洗たく物の紛失または誤配

⑩ 洗たく物の使用不能（収益減少を含みます。）

（２）当会社は、洗たく物に生じた事故について洗たく物の製造業者（縫製業者および染色業者を含みます。）または販売業者が法律上の損害賠償責任を負担すべき損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（責任の限度）

普通保険約款第２条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金につき当会社が支払う保険金の額は、事故の生じた地および時における洗たく物の価額（同一種類、同年式で同じ損耗度の財物の市場販売価格相当額をいいます。）を超えないものとします。

第５条（１事故の定義）

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「１事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第６条（求償権の不行使）

当会社は、普通保険約款第29条（代位）の規定に基づき当会社に移転する権利のうち、業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、損害がこれらの者の故意によって生じたものである場合を除きます。

第７条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

【2018年１月１日商品改定に伴う経過措置】
１事故の定義の適用にあたっては、改定前商品で更新されたならば保険金支払の対象となったであろうと認められる事故について、更新後に発生した一連の事故のうち最初の事故を、１事故の定義における最初の事故とみなします。

●クリーニング業者漏水危険担保特約条項（クリーニング業者特別約款用）

この保険契約において、クリーニング業者特別約款第３条（保険金を支払わない場合）（１）②の規定は、適用しません。

●洗たく物紛失・誤配危険担保特約条項（クリーニング業者特別約款用）

この保険契約において、クリーニング業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第２条（用語の定義）の「事故」の規定中「損壊、盗取または詐取」とあるのは、「損壊、盗取、詐取、紛失または誤配」と読み替えます。この場合において、特別約款第３条（保険金を支払わない場合）（１）⑨の規定は、適用しません。

●火災・破裂・爆発のみ担保特約条項（クリーニング業者特別約款用）

第１条（読替規定）

（１）クリーニング業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第２条（用語の定義）の「事故」

の規定中「損壊、盗取または詐取」とあるのは、「火災、破裂または爆発により発生した損壊」と読み替えます。

（２）（１）の「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第２条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●受託物担保特約条項

（クリーニング業者特別約款用）

この保険契約において、クリーニング業者特別約款第２条（用語の定義）の「クリーニング業務」の定義は、次のとおり読み替えます。

「洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品、皮革製品または毛皮製品を原型のまま、洗たくすることまたは洗たく後に保管することをいいます。」

6．その他の特約条項（共通）

●保険料算出基礎に関する特約条項

当会社は、保険証券の「リスク区分・保険料算出基礎」欄記載の保険料算出基礎数字の変更について、通知等変更特約条項第１条（通知義務）により読み替えられる賠償責任保険普通保険約款第10条（通知義務）（１）の規定を適用せず、その変更が生じたことによる保険料の返還または請求を行いません。

●原子力危険不担保特約条項

（１）当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

① 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
② 核原料物質
③ 放射性元素
④ 放射性同位元素
⑤ ①から④までのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）

（２）（１）の規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合を除きます。

●専門職業危険不担保特約条項

当会社は、この保険契約に適用される特別約款または特約条項にこれと異なる規定がある場合を除き、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
② 美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
③ 薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

⑤　建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

●サイバー攻撃危険不担保特約条項

第１条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、サイバーインシデントに起因する損害または損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、サイバー攻撃によらずに生じた損害または損失に対しては、この規定は適用しません。

第２条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
サイバーインシデント	次の事象をいいます。 ア．サイバー攻撃により生じた事象 イ．サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 （ア）不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 （イ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、（ア）および（イ）を除きます。 （エ）コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、（ア）から（ウ）までを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア．コンピュータシステムへの不正アクセス イ．コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ．マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ．コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

●通知等変更特約条項

第１条（通知義務）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第10条（通知義務）の規定を次のとおり読み替えます。

「第10条（通知義務）

（１）保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰

すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当会社に申し出る必要はありません。

（２）（１）の事実がある場合（（４）ただし書の規定に該当する場合を除きます。）は、当会社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）（２）の規定は、当会社が（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または（１）の事実が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。

（４）保険契約者または被保険者が（１）に規定する手続を怠った場合は、当会社は、（１）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が変更依頼書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、（１）に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。

（５）（４）の規定は、（１）の事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。」

第２条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款第26条（保険金の支払時期）の規定を次のとおり読み替えます。

「第26条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、被保険者が前条（３）に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認することが必要な事項

（２）（１）の確認を行うため次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① （１）①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日

② （１）①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

⑤ 損害賠償請求の原因となる事由もしくは事実の検証・分析を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合、これらの事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または同一の事故により多数の者の身体の障害または多数の財物の損壊が生じる等被害が広範に及ぶ場合において、（１）①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

（３）（２）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（２）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、（２）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（４）（１）から（３）までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。」

第３条（読替規定）

（１）この保険契約において、保険料に関する規定の変更特約条項の規定は、下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）④ならびに第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（１）、（３）および（４）柱書	通知	承認の請求
第４節第１条（４）	危険増加	事実
第４節第１条（６）②	普通保険約款第 10 条（通知義務）（２）または（６）	普通保険約款第 10 条（通知義務）（２）

（２）（１）のほか、この保険契約に付帯される特別約款または特約条項において、普通保険約款第10条（通知義務）または普通保険約款第26条（保険金の支払時期）にかかわる規定がある場合は、それらの規定は、この特約条項の趣旨に従い読み替えるものとします。

第４条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

●保険料不精算特約条項

第１条（保険料算出の基礎）

（１）賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第３条（用語の定義）の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
売上高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（１年間）等において、被保険者が販売または提供した商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（１年間）等において、被保険者が完成させた工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（１年間）等において、被保険者が労働の対価として被用者に支払った税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（１年間）等において、施設に入場した利用者の総数をいいます。

（２）当会社は、この保険契約の保険料が（１）に規定するもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、（１）に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（１年間）等におけるその金額または数量を、保険料を定めるために用います。

第２条（保険料精算の不適用）

当会社は、普通保険約款第14条（保険料の精算）（１）および（３）、第23条（保険料の返還－解除の場合）ならびにこの保険契約に付帯される特別約款または特約条項の保険料の精算の規定を適用しません。

第３条（保険金計算の特則）

当会社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した売上高、完成工事高、賃金もしくは入場者または第１条（保険料算出の基礎）（２）に規定する金額もしくは数量が実際の金額または数量に不足していたときは、申告された金額または数量に基づく保険料と実際の金額または数量に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

第４条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの特約条項が付帯される特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

● 人格権侵害担保特約条項

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約条項が付帯される特別約款ごとに、下表記載の事由に伴う不当行為に起因して発生した人格権侵害（以下「事故」といいます。）について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

特別約款	事由
保健師・助産師・看護師特別約款	看護業務の遂行
薬剤師特別約款	薬剤師業務の遂行
訪問看護事業者特別約款	訪問看護業務の遂行

（２）当会社は、普通保険約款第１条の規定にかかわらず、この保険契約に下表記載のいずれかの特別約款および施設危険担保特約条項が付帯される場合は、（１）の損害のほか、それぞれ下表記載の事由に伴う不当行為に起因して発生した事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

特別約款	事由
薬剤師特別約款、クリーニング業者特別約款	ア．施設の所有、使用または管理 イ．施設の用法に伴う仕事
弁護士職業危険特別約款、司法書士職業危険特別約款、旅行業者特別約款、通関業者職業危険特別約款	施設の所有、使用または管理

（３）当会社は、普通保険約款第１条の規定にかかわらず、この保険契約に訪問看護事業者特別約款および施設・生産物危険担保特約条項が付帯される場合は、（１）の損害のほか、次のいずれかの事由に伴う不当行為に起因して発生した事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

ア．施設の所有、使用または管理

イ．施設の用法に伴う仕事（被保険者が行う訪問看護業務に付随して行われるものに限ります。）

ウ．被保険者の占有を離れた飲食物その他の財物（被保険者が行う訪問看護業務に付随して提供されるものに限ります。）

（４）当会社は、（１）から（３）までの不当行為が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内において行われた場合に限り、保険金を支払います。

第２条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不当行為	次のいずれかの行為をいいます。 ア．不当な身体の拘束 イ．口頭または文書もしくは図画等による表示
人格権侵害	他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。
施設	被保険者がこの保険契約に付帯される特別約款において規定する業務の遂行のために所有、使用または管理する保険証券記載の不動産または動産をいいます。

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）ならびにこの特約条項が付帯される特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項（以下「特約」といいます。）の「保険金を支払わない場合」に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為

② 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為

③ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）

④　被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
⑤　広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

（２）（１）の規定にかかわらず、この特約条項が下表記載の特別約款に付帯される場合は、第１条（保険金を支払う場合）の損害に対しては、それぞれ下表記載の規定を適用しません。

特別約款	規定
保健師・助産師・看護師特別約款	保健師・助産師・看護師特別約款第３条（保険金を支払わない場合）（１）④
訪問看護事業者特別約款	訪問看護事業者特別約款第３条（保険金を支払わない場合）（１）④

第４条（責任の限度）

（１）第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害については、当会社は、普通保険約款第４条（責任の限度）（１）の規定にかかわらず、１回の事故について、普通保険約款第２条（損害の範囲）②から⑤までに規定する費用を除き、その額が保険証券の「基本契約」欄に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う第１条（１）の保険金の額は、この保険契約に付帯される特別約款に基づく保険金と合算して、保険証券の「基本契約」欄に記載された支払限度額を限度とします。

（２）第１条（２）の損害については、当会社は、普通保険約款第４条（１）の規定にかかわらず、１回の事故について、普通保険約款第２条②から⑤までに規定する費用を除き、その額が保険証券の「施設危険担保特約条項」欄に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う第１条（２）の保険金の額は、施設危険担保特約条項に基づく保険金と合算して、保険証券の「施設危険担保特約条項」欄に記載された支払限度額を限度とします。

（３）第１条（３）の損害については、当会社は、普通保険約款第４条（１）の規定にかかわらず、１回の事故について、普通保険約款第２条②から⑤までに規定する費用を除き、その額が保険証券の「施設・生産物危険担保特約条項」欄に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う第１条（３）の保険金の額は、施設・生産物危険担保特約条項に基づく保険金と合算して、保険証券の「施設・生産物危険担保特約条項」欄に記載された支払限度額を限度とします。

第５条（読替規定）

（１）この特約条項において、普通保険約款第５条（保険責任の始期および終期）（３）の規定中「発生した事故」とあるのは、「行われた不当行為に起因して発生した事故」と読み替えます。

（２）この特約条項において、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）	初回保険料払込前の事故	初回保険料払込前に行われた不当行為に起因して発生した事故
第２節第１条（２）、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）および第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）	生じた事故	行われた不当行為に起因して発生した事故
第２節第１条（３）②および（４）①ならびに第４節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（１）①、②および（２）	事故の発生の日	不当行為が行われた日
第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（２）および第４節第４条（３）	発生した事故	行われた不当行為に起因して発生した事故
第４節第４条（５）③	事故の発生の日時	不当行為が行われた日時

第６条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特約の規定を適用します。

●廃業担保特約条項

第１条（被保険者）

この保険契約における被保険者は、次のすべての条件を満たす者であって、保険証券にその氏名または名称が記載された者およびその法定相続人、相続財産法人または破産管財人とします。

① 保険証券に記載された保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日よりも前に、この保険契約に付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）に規定する業務を廃止したこと。

② 保険期間の初日よりも前に有効であった特別約款に基づく保険契約において、被保険者であったこと。

第２条（業務の範囲）

この保険契約において、特別約款に規定する「業務」は、保険期間の初日より前に被保険者または業務の補助者により遂行されたものに限ります。

第３条（保険料の返還）

保険契約者が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定によりこの保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料に関する規定の変更特約条項第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（７）の規定にかかわらず、保険料を返還しません。

第４条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●施設危険担保特約条項

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、被保険者がこの保険契約に付帯される特別約款において規定する業務の遂行のために所有、使用または管理する保険証券記載の不動産または動産（以下「施設」といいます。）に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）当会社は、（１）の事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第２条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み

② 施設の修理、改造または取壊し等の工事

③ 次に掲げるものの所有、使用または管理

ア．自動車、原動機付自転車または航空機

イ．施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物

④ 被保険者の占有を離れた次に掲げるもの

ア．商品または飲食物

イ．施設外にあるアに規定するもの以外の財物

⑤ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事を行った場所に被保険者が放置しまたは遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。

第３条（薬剤師特別約款が付帯されている場合の特則）

この保険契約に薬剤師特別約款が付帯されている場合は、当会社は、第１条（保険金を支払う場合）に規定する損害のほか、施設の用法に伴う仕事（薬剤師特別約款第２条（用語の定義）に規定する薬剤師業務を除きます。）の遂行により発生した事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第４条（クリーニング業者特別約款が付帯されている場合の特則）

この保険契約にクリーニング業者特別約款が付帯されている場合は、当会社は、第１条（保険金を支払う場合）に規定する損害のほか、施設の用法に伴う仕事の遂行により発生した事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第５条（責任の限度）
当会社は、第１条（保険金を支払う場合）（１）に規定する事故について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害の額が、１回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。
第６条（普通保険約款等との関係）
この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

●訴訟対応費用担保特約条項

第１条（訴訟対応費用の支払）
当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条に規定する事故またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約条項に規定する事故に起因して日本国内において提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。）を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。
第２条（用語の定義）
この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
訴訟対応費用	次の費用のうち、前条の損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア．被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ．被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ウ．増設コピー機のリース費用 エ．被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ．事故原因の調査費用 カ．意見書・鑑定書の作成費用 キ．相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

第３条（責任の限度）
当会社は、１回の事故について、第１条（訴訟対応費用の支払）の損害の額が保険証券のこの特約条項の欄に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。
第４条（普通保険約款等との関係）
この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

●初期対応費用担保特約条項

第１条（初期対応費用の支払）
当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条に規定する事故またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約条項に規定する事故について、被保険者が初期対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。）を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。
第２条（用語の定義）
この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
初期対応費用	次の費用のうち、前条の事故に対応するために直接必要なものをいいます。 ア．事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 イ．事故現場の取り片付け費用 ウ．被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 エ．通信費 オ．事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、１事故において被害者１名につき保険証券の「見舞費用支払限度額」欄記載の額を限度とします。 カ．書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 キ．その他アからカまでに準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。

第３条（責任の限度）

当会社は、１回の事故について、第１条（初期対応費用の支払）の損害の額が保険証券のこの特約条項の欄に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

第４条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

●保険料支払手段に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、当会社が指定する電子的な決済手段（*1）により、この保険契約の保険料（*2）を払い込む場合に適用されます。ただし、当会社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限ります。

（*1）以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。

（*2）追加保険料（*3）を含みます。以下この特約において同様とします。

（*3）契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。

第２条（保険料領収の時点）

当会社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の決済手続を完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

第３条（保険料の返還）

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第４条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

●共同保険に関する特約条項

第１条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第２条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険

証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第３条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第２条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第４条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

0120-868-100

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時
（年末・年始を除く）

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

D14-41570（6）改定202610
1700-ER04-07804-202608